

# 第2回 郡上市清流環境フォトコンテスト応募要領

## 1 趣旨

平成27年12月に清流長良川は、世界に誇るべき里川のシステムが認められ、これにより育った「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されました。

清流長良川等の源流を有する郡上市は、長良川をはじめとする市内の河川を次世代へ継承し共有の財産として保全するため、平成28年12月に「郡上市清流長良川等保全条例」を制定しました。

郡上市清流環境フォトコンテストは、条例の理念を広く理解していただき、清流の恵みを再認識し、清流の保全と自発的活動の促進を図るため実施いたします。

## 2 応募期間

平成30年11月1日～平成30年12月28日(当日必着)

## 3 応募内容

### ① 募集テーマ

郡上市内の河川を中心とした残していきたい風景等の作品や、それらを保全し後世に継承する活動状況等の作品をテーマとします。

### ② 募集部門

#### (1) 残していきたい風景部門

郡上市内の河川を中心とした、これからも残していきたい優れた景色や、それらにふれあう人々、生活の中できかわり合う人々など日常の一コマを撮影した写真を募集します。

#### (2) 保全・継承活動部門

郡上市内の河川及び流域の自然環境を保全し、後世に継承していく活動等の一コマを撮影した写真を募集します。

### ③ 応募規定

- 紙焼きの写真での応募を基本とします。
- 応募サイズは6つ切り(203mm×254mm)から4つ切り(254mm×305mm)程度を基本とします。(A4サイズ相当を含む)なお、ワイド6つ切り及びワイド4つ切りも可能とします。
- 銀塩プリント／デジタルプリントのいずれも可能とします。
- 組み写真及び合成写真、データ加工作品は不可とします。
- 数年以内に本人が撮影した未発表の作品とします。
- 応募は両部門合わせて一人10点以内とします。
- 応募者の資格制限はありません。

### ④ 注意事項

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 同一または類似作品が規模の大小に拘わらず、他のコンテストなどに応募中または応募予定、あるいは過去に入賞して画像が確認できる作品は応募できません。
- 被写体の肖像権侵害等の責任は負いません。万一、第三者と紛争が生じた際は、応募者自身の責任と費用負担によって解決していただきます。
- 応募作品の著作権は作者に帰属するものとしませんが、作品は主催者が、プリント展示、出版物、宣伝広告、インターネットなど多目的に使用することがあります。
- 入賞作品は、ネガまたはポジ、データ等を提出していただきます。
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募者の個人情報(郡上市清流環境フォトコンテスト以外の目的)には使用しません。

### ⑤ 応募方法

- 応募用紙とともに提出してください。
- 応募用紙は、作品1点毎につき作品裏面の右上に上下を間違えないよう四隅をテープで貼付し、応募先へ持参又は郵送してください。

### ⑥ 応募先

〒501-4297  
郡上市八幡町島谷228番地 郡上市役所 環境課内  
郡上市清流環境フォトコンテスト事務局

### ⑦ 審査結果

入選者に直接連絡するとともに、表彰を行います。

## 4 賞

清流大賞：1点(賞状、楯、郡上市商品券50,000円)

優秀賞：「残していきたい風景部門」1点  
「保全・継承活動部門」1点  
(それぞれ賞状、郡上市商品券30,000円)

佳作：「残していきたい風景部門」2点  
「保全・継承活動部門」2点  
(それぞれ賞状、郡上市商品券5,000円)

特別賞：数点以内

※清流大賞及び特別賞について部門は問いません。入賞は1人1点とします。

----- きりとり線 -----

第2回 郡上市清流環境フォトコンテスト 応募用紙	
作品No.	
ふりがな	
タイトル	
応募部門	①残していきたい風景部門      ②保全・継承活動部門
撮影日	平成 年 月 日 頃
撮影場所	郡上市
ふりがな	
氏名	男 ・ 女 ( 歳 )
住所/連絡先	〒 - 電話 ( ) -
コメント	

※応募用紙は、作品1点毎につき作品裏面に上下を間違えないよう右上に四隅をテープで貼付し、応募先へ持参又は郵送してください。